

日時 令和2年3月18日(水) 【中止】

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止(書面送付)

- 1 開会

- 2 議事
 - (1) 次年度の総会について

 - (2) その他

- 3 防災対策部会からの進捗報告

- 4 自治会長部会からの進捗報告

- 5 市民安全部会からの進捗報告

- 6 自治会館の管理運営について

- 7 松浪コミュニティセンター・子どもの家「なみっこ」の管理運営について

- 8 松浪コミカフェ管理運営について

- 9 松浪まちぢから協議会HPの現状報告

- 10 会計からの報告

- 11 各団体からの報告・共有
 - (1) 松浪地区社会福祉協議会

 - (2) 松浪地区民生委員児童委員協議会

 - (3) 松浪地区老人クラブ連合会

 - (4) 松浪地区地域包括支援センターさざなみ

 - (5) 松浪地区体育振興会

 - (6) 松浪地区スポーツ少年団

(7) 汐見台小学校区青少年育成推進協議会

(8) 緑が浜小学校区青少年育成推進協議会

(9) 松浪小学校区青少年育成推進協議会

(10) 汐見台小学校PTA

(11) 緑が浜小学校PGT

(12) 松浪小学校PTA

(13) 松浪中学校PTA

~~(14) 松浪学区子ども会連合会~~

(15) 食生活改善推進団体

~~(16) 環境指導員~~

(17) 浜竹一丁目自治会

(18) 浜竹二丁目自治会

(19) 浜竹三丁目自治会

(20) 浜竹四丁目自治会

(21) 松浪一丁目自治会

(22) 松浪二丁目自治会

(23) 富士見町自治会

(24) LG 富士見町自治会

(25) 常盤町自治会

(26) 緑が浜自治会

(27) 汐見台自治会

(28) 出口町自治会

(29) ひばりが丘自治会

(30) 美住町自治会

(31) 公募委員

1.2 まちぢから協議会連絡会

行政からの依頼事項等について
別紙のとおり

1.3 スケジュールについて

総会資料事業計画等資料を参照

令和2年度定期総会：令和2年5月20日（水）9時30分～

総会終了後 第1回運営委員会

※4月は運営委員会を開催しません

1.4 閉会

松浪地区まちぢから協議会
委員 各位

(案)

松浪地区まちぢから協議会
会長 植松 伸擴

令和2年度松浪地区まちぢから協議会定期総会の開催について (通知)

春暖の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、松浪地区まちぢから協議会の令和2年度定期総会を次のとおり開催いたしますので、ご多忙の折恐縮ですが、ご出席くださいますようお願い申し上げます。欠席される委員におかれましては、下欄の委任状に必要事項をご記入いただき、ご提出をお願い申し上げます。なお、議長以外の委員に委任する場合には、委任する委員の氏名のご記入をお願い申し上げます。

また、令和2年度も引き続き委員となる場合においても、変更の有無に関わらず、別紙の委員届出書に必要事項をご記入いただき、ご提出をお願い申し上げます。委任状及び委員届出書ともに、**5月13日(水)までに**ご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、各自治会及び各種団体の代表の変更があった場合は、新代表に本通知及び委員届出書の引き継ぎをお願いいたします。また、総会当日は、新代表の出席をお願いいたします。

定期総会終了後、引き続き、運営委員会を開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

- 1 日 時 令和2年5月20日(水) 午前9時30分より
- 2 場 所 松浪コミュニティセンター
- 3 議 事 同封の定期総会次第のとおり

お問い合わせ先：松浪地区まちぢから協議会
茅ヶ崎市総務部市民自治推進課 82-1111(代表)

— — — — — キ リ ト リ — — — — —

委 任 状

令和2年5月20日開催の「令和2年度松浪地区まちぢから協議会定期総会」の決議等一切の事項を(議長又は_____委員)に委任いたします。

令和2年 月 日

住所 _____

団体名 _____

氏名 _____

令和2年度 松浪地区まちぢから協議会
委員 届出書

1	所属団体の名称	
	役職の名称	
2	ふりがな お名前	
3	ご住所	茅ヶ崎市
4	電話番号	
5	メールアドレス	

※いただきました個人情報については、松浪地区まちぢから協議会に関する事以外には、使用いたしません。

提出先：市民自治推進課 地域自治担当
電 話 0467-82-1111(代表)
F A X 0467-87-8118
メー ル shiminjichi@city.chigasaki.kanagawa.jp

令和2年度 松浪地区まちぢから協議会役員等の体制に関する基礎資料

1. 松浪地区まちぢから協議会【令和元年度就任時点】 ※次期改選対象が網かけ

役職名	人数	氏 名	
会長	1	植松 伸擴（3期2年目） ※令和2年度は役員不可	
副会長	2	前田 積（2期1年目）	末松 一豊（1期1年目）
会計	2	杉本 誠（1期2年目） →次期再任の場合（2期1年目）	刈間 昌仁（1期1年目）
書記	2	朝岡 通光（2期1年目）	佐々木 睦子（1期1年目）
監事	4	菊池 紀子（2期2年目） →次期再任の場合（3期1年目）	櫻井 武一（2期2年目） →次期再任の場合（3期1年目）
		中井 汎（1期1年目）	辻 俊子（1期1年目）

※議決区分は、総会

【松浪地区まちぢから協議会規約抜粋】

（役員任期）

第10条 役員任期は2年とする。ただし、3期までとする。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

2. 松浪地区まちぢから協議会部会関係【令和元年度就任時点】

役職名	氏 名	議決区分	備考
市民安全部部会長	白石 壽明（3年目）	運営委員会	※次期改選または再任
市民安全部副部会長	野村 純二（4年目）	部会	※部会による選任
防災対策部部会長	渡邊 勇次（1年目）	運営委員会	※次期改選または再任
防災対策部副部会長	高橋 一紀（1年目）	部会	※部会による選任
自治会長部会部会長	前田 積（3年目）	運営委員会	※次期改選または再任
松浪コミカフェ委員会委員長	小野江 達人（2年目）	運営委員会	※次期改選または再任
松浪コミカフェ委員会副委員長	原屋敷 典子（1年目）	運営委員会	※次期改選または再任
松浪自治会館管理運営委員会会計	荒牧 喬平（1年目）	運営委員会	※次期改選または再任

【松浪地区まちぢから協議会規約等関係規定の抜粋】

・松浪地区まちぢから協議会規約

（部会長及び副部会長の任期）

第26条 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選任された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 部会長及び副部会長は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

・松浪コミカフェ管理運営委員会規約

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 (協議会委員が務める) 1名
- (2) 副委員長 ~~(協議会委員が務める)~~ 1名 ※規約改定済み (R1.5)
- (3) 会計 1名

2 前項第1号及び第2号の役員は、協議会の委員の中から選出し、協議会の運営委員会で承認を得る。

3 前項第3号の役員は、会員の中から選出し、コミカフェ委員会の定例会で承認を得る。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

3. 松浪コミュニティセンター管理運営委員会【令和元年度就任時点】

役職名	氏名	備考
委員長 (協議会会長兼務)	植松 伸擴 (2期2年目) →次期再任の場合 (3期1年目)	
副委員長 (館長)	前田 積 (2期1年目)	
副委員長 (松浪コミカフェ管理運営委員会委員長兼務)	小野江 達人 (3期2年目) →次期再任の場合 (4期1年目)	
会計 (協議会会計兼務)	杉本 誠 (1期2年目) →次期再任の場合 (2期1年目)	
常任委員	朝岡 通光 (2期1年目)	
常任委員	佐々木 睦子 (1期1年目)	

*議決区分は総会

*委員長及び会計は、松浪地区まちぢから協議会会長及び会計が務める。

【松浪地区まちぢから協議会規約等関係規定の抜粋】

・松浪コミュニティセンター管理運営委員会規約

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 (協議会会長が務める) 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 会計 (協議会会計が務める) 1名
- (4) 常任委員 2名

2 前項第2号及び第4号の役員は、協議会の委員の中から選出し、協議会の総会で承認を得る。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

バス停位置図

画像 1



画像 2



(スケジュール)

令和 2 年 3 月 (予定)

バス停新設のための歩道工事

令和 2 年 5 月 (予定)

バス停の盤面設置工事

令和 2 年 6 月 (予定)

バス停の供用開始

「行政からの依頼・説明事項」

No	課名	依頼等事項	広報紙掲載	概要等	説明予定
1	教育政策課	「茅ヶ崎市教育基本計画（素案）」パブリックコメントの実施について	有（4/15号） 無	茅ヶ崎市教育大綱で定めた教育の考え方や本市の教育を取り巻く様々な分野における取り組みなどを踏まえた「茅ヶ崎市教育基本計画」について素案を取りまとめたことからパブリックコメントを実施することのお知らせ。	市民自治推進課 課長
2	用地管財課	分庁舎コミュニティホールの利用再開について	有（3/15号） （4/1号） 無	令和2年度に実施する分庁舎空調改修工事に関連したコミュニティホールの予約再開に関する記事を広報紙に掲載したものの、急遽内容を変更することのお知らせ。	用地管財課 課長
3	福祉政策課	令和2年度赤十字会員増強運動への協力と実施時期について	有（ / 号） 無	例年どおり、5月に実施を予定していた赤十字会員増強運動に関してご協力いただきたいことの依頼とお知らせ。	福祉政策課 課長
4	行政総務課	令和2年国勢調査の実施に係る回覧配布の依頼について	有（4/15号） （9/1号） 無	令和2年10月1日を基準日として全国一斉に国勢調査が実施されることから、市内で統計調査員として活動していただける方を募集するチラシの回覧依頼。	行政総務課 課長

パブリックコメントの実施を予定している案件について

市民の皆さまから広くご意見等を募集するパブリックコメントについて、現在、実施をしている案件及び実施を予定している案件についてお知らせいたします。なお、予定している案件は3月11日現在の予定であり、実際の実施においては、若干、変更になる可能性があります。

	案 件 名	概 要	応 募 期 間	担当課
1	茅ヶ崎市教育基本計画 (素案)	茅ヶ崎市教育大綱で定めた教育の考え方や本市の教育を取り巻く様々な分野における取り組みなどを踏まえ、「教育基本法」に基づき、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画である茅ヶ崎市教育基本計画を定めるものです。	令和2年4月28日(火)から 5月27日(水)まで	教育政策課

事務担当 市民自治推進課 協働推進担当
電 話 82-1111 (内線2414・2415)

3月15日号広報紙掲載内容

掲載内容は、新型コロナウイルスの影響を受ける前のものであり、現時点での状況と異なります。(資料2-2参照)

令和2年3月
まちぢから協議会連絡会 資料2-1
財務部 用地管財課

市役所分庁舎コミュニティホール 3月21日(土)から予約を再開

分庁舎空調設備リニューアル工事の日程決定に伴い、次の期間から、公共施設予約サービスで5階A・B・C会議室、6階コミュニティホール集会室1・2の予約と抽選申し込みを再開します。

場所	工事前		利用停止期間 (工事期間)	工事後	
	使用日	予約		使用日	抽選申し込み
5階 A・B会議室	4月1日(水)～ 5月8日(金) ※空調は使用 できません	3月21日(土)～	① 5月9日(土)～ 7月31日(金) ② 9月19日(土)～ 11月15日(日) ※②は隣接する部屋の工事のため	① 8月1日(土)～ 9月18日(金) ② 11月16日(月)～ 11月30日(月) ③ 12月1日(火)～	① 4月1日(水)～ ② 7月1日(水)～ ③ 8月1日(土)～
5階 C会議室	貸出なし	受付なし	4月1日(水)～ 7月31日(金)	8月1日(土)～	※6階集会室の控室用と会議室用 とで申し込み期間が異なります。 別途お問い合わせください。
6階 集会室1・2	4月1日(水)～ 5月15日(金)	3月21日(土)～	5月16日(土)～ 9月30日(水)	10月1日(木)～	6月1日(月)～

※予約と抽選申し込みには、用地管財課窓口にて事前登録が必要です。

※市内団体と市外団体とでは申し込み開始時期が異なります。公共施設予約システムの詳細は市 [HP](#) 「申込方法について」をご覧ください。

※工事の進捗状況により、急きょ利用を停止する場合があります。

4月1日号広報紙掲載内容

令和2年3月
まちぢから協議会連絡会 資料2-2
財務部 用地管財課

市役所分庁舎コミュニティホール 4月以降当面の期間閉館

3月15日号の広報紙で、コミュニティホール予約再開に関する記事を掲載しましたが、新型コロナウイルス感染の蔓延防止のため、4月以降のコミュニティホール（5階A・B・C会議室、6階集会室1・2）を当面の期間閉館します。開館再開時期については、決定次第、市HPや市公式SNS等でお知らせします。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

場所	工事前	利用停止期間	工事後
5階 A・B会議室	<p style="text-align: center;">当面の期間閉館します</p> <p style="text-align: center;">※開館再開時期は未定です</p>		
5階 C会議室			
6階 集会室1・2			

令和2年3月〇〇日

〇〇自治会長 様

日本赤十字社神奈川県支部
茅ヶ崎市地区長 佐藤 光
(公 印 省 略)

令和2年度赤十字会員増強運動へのご協力のお願いと実施時期の延期について

日頃より、赤十字事業につきまして、格段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、元年度の赤十字会員増強運動（事業資金の募集運動）の実施に際しましては、多大なご尽力を賜り、誠にありがとうございました。

さて、5月は赤十字会員増強運動月間となっており、例年この時期に本運動のご協力をお願いしております。令和2年度におきましても、引き続きご協力をお願いするものですが、新型コロナウイルス感染症の様々な影響を考慮し、本市地区内での赤十字会員増強運動の実施並びに資材配付を当面延期することといたしました。今後の実施時期につきましては、新型コロナウイルス感染症の発生状況を見極め、改めてご案内をいたしますので、ご承知おきいただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、延期後すみやかに本運動へのご協力をいただくため、準備事務を進めさせていただきたく、配付する資料・資材の数量確認をさせていただきます。

次頁の「3資料・資材の配付予定内訳」について、お手数ですがご確認のほどお願いいたします。

資材等の数量に変更がある場合は恐れ入りますが、4月17日（金）までに次頁の事務担当まで、お電話にてお知らせくださいますようお願い申し上げます。

また、自治会長様に変更があった場合は、誠にお手数をお掛けいたしますが、本通知につきまして、新しい自治会長様に引き継いでくださいますようお願い申し上げます。

- 1 赤十字会員増強運動の実施期間 ※例年は5月1日～5月31日 ⇒ 当面延期
- 2 自治会長宅への訪問・資材配布期間 ※例年は4月中旬 ⇒ 当面延期

3 資料・資材の配付予定内訳 ※内訳には元年度に送付した数量を記載しています。

資料、資材	数量	備考
実施要領	1枚	
パンフレット	1枚	
委嘱状	1枚	
チラシ	〇枚	
受領証	〇冊	1冊10枚綴り
門標	〇個	希望者にお渡しください。
ポスター	〇枚	

※お問い合わせ、ご要望等につきましては事務担当までお願い申し上げます。

事務担当 茅ヶ崎市福祉部福祉政策課
福祉政策担当
電 話 82-1111 (代) 内線 3221-3

あなたの思いがかたちになります

～赤十字はこのような活動をしています～

○救護活動

【医療チームの派遣】

地震や台風、豪雨、火災などの災害や大事故が発生した際に、いち早く医療チームを派遣し、傷ついた方々に対し、救護活動を行います。

平時から災害に備え、医療救護の為に資機材の整備や、大規模災害を想定した訓練を実施しております。



平成30年7月豪雨災害での救護活動

【緊急セットなどの配布】

被災された方々のために緊急セット、毛布などを備蓄しています。神奈川県内の災害備蓄倉庫から避難所などに送り届けます。

避難された方の中には、災害に対する恐怖や不安から不眠症になる人も少なくありません。少しでも睡眠できるようにアイマスクや耳栓などの安眠セットもお配りしております。



歯ブラシやタオル、ラジオ等の日用品の緊急セット

○救急法などの講習

もしも近くの方が倒れたときに役立つ心臓マッサージや人工呼吸などの手当のほか、高齢者や乳幼児に対する手当、水や雪の事故から身を守る方法などの講習会を行っております。

○赤十字ボランティアや青少年赤十字

赤十字の活動は、地域に根ざした活動を行っている赤十字ボランティアによって支えられています。また、青少年赤十字では、幼稚園から高等学校までの学校現場で「気付き・考え・実行する」力を育む活動を行っております。

○赤十字病院と看護師の養成

赤十字病院は地域の公的医療機関として地域に貢献できるよう救急医療やがん診療など積極的に行っています。また、日本赤十字社では国内外を問わず災害救護など広く社会に貢献できるよう質の高い看護師も養成しています。

○国際活動

紛争や自然災害、病気などで苦しむ人々を救うため、世界191カ国(2018年9月末時点)の赤十字社と協力し、人道的活動を展開しています。

みなさまからのご寄付は、災害救護活動をはじめとしたいのちを支える様々な活動に活用させていただきます。



平成30年北海道胆振東部地震

たとえば・・・ 災害時に迅速な救護活動を行うために活用

神奈川県支部の対応

平成30年7月豪雨災害

- こころのケア活動 1班 4人

平成30年北海道胆振東部地震災害

- 医療救護班活動 1班 11人

たとえば・・・ いのちと健康を守る講習の実施に活用

救急法等講習の神奈川県内開催状況(平成30年度)

- 開催回数 1,355回
- 参加人数 37,483人



たとえば・・・ 被災者にお届けする緊急セットや毛布などを備蓄するために活用



3,000円で
緊急セット 1セット(4人分)
(携帯ラジオ、タオル、懐中電灯など)

平成30年7月豪雨災害では、
2,536セットが被災地に届けられました。



2,000円で
安眠セット 1セット
(マット、枕、アイマスクなど)

平成30年北海道胆振東部地震災害では、
1,924セットが被災地に届けられました。



1,500円で
毛布(圧縮) 1枚
平成30年7月豪雨災害では、
10,099枚が被災地に届けられました。



4,000円で
援護物資 1セット
(洗剤、歯ブラシ、タオルなど)

※県内各市町村の窓口に配備し、
火災・風水害などの際に配布しています。

引き続き、赤十字活動資金にご協力をお願いいたします。



令和2年国勢調査の概要

I 調査について

国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）に定める基幹統計調査として、同法第5条第2項の規定に基づき実施する人及び世帯に関する全数調査です。

結果については、衆議院議員の小選挙区の改定基準、市町村議会の議員定数の決定、地方交付税の算定基準等の他、国及び地方公共団体の各種行政施策、将来人口推計の基礎資料等、各方面に利用されています。

大正9年（1920年）第1回調査以来、国の最も基本的で重要な統計調査として5年ごとに実施されており、令和2年（2020年）に実施する調査はその21回目にあたり、実施100年の節目を迎えます。

II 調査の概要

■ 調査期日 令和2年10月1日（木） 午前零時現在

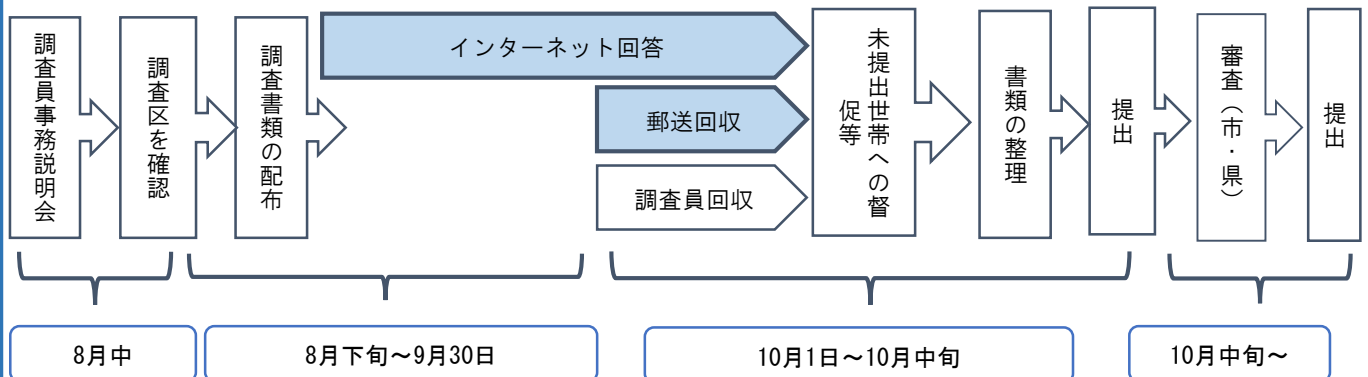
■ 調査対象 令和2年10月1日現在、我が国に常住するすべての人

(参考)

茅ヶ崎市	人口	世帯
平成27年10月1日	239,348	97,951
令和2年2月1日	241,886	103,052
令和2年10月1日(推計)	242,643	103,914

■ 調査項目 男女の別、出生の年月、就業状態、所属の事業所の名称及び事業の種類、世帯員の数、住居の種類等19項目

■ 調査の流れ



※ インターネット回答については、前回より導入され、回答率は全国平均36.9%（茅ヶ崎市は46%）でした。

※ 総務省では、調査で取り扱う紙の減量等のほか、インターネット回答した世帯には調査員が戸別訪問の必要がなくなり、高齢化が進む調査員の負担軽減が図られること、回答者の利便性の向上やプライバシー意識の高まりへの配慮に寄与するものとして、引き続きインターネット回答を推進することとしています。（総務省の目標 50%）

令和2年国勢調査

令和2年3月
まちぢから協議会連絡会 資料4-2
総務部 行政総務課

回覧用

調

査

員

募

集

本年10月1日を基準日として全国一斉に『国勢調査』が実施されます。

茅ヶ崎市では、市内で統計調査員として活動していただける方を募集しています。

皆さまのご応募をお待ちしております。



申込期間

令和2年3月16日(月)～5月29日(金)
午前9時～午後5時まで

次の日時を除き、土日祝日は受け付けいたしません。

4月:11日(土)、25日(土)

いずれも午前9時から午前12時 本庁舎1階 市民ふれあいプラザ

申込方法

「登録申込書」に必要事項をご記入の上、ご本人が直接行政総務課(市役所本庁舎5階)までご持参してください。

「登録申込書」は市役所及び各公共施設にて配架しています。配架先の詳細は市ホームページをご覧ください。また、「登録申込書」は市ホームページから印刷することができます。

活動内容

- 活動期間：8月上旬～10月下旬
- 主な内容：①説明会出席(1回)
②各世帯に調査の説明
③「調査書類」の配布・回収・提出
- 報酬金額：約70,000円
(2調査区担当した場合の平均的な金額)

注) *概ね40世帯から70世帯を「1調査区」と区割りしています。

*報酬の支払いは令和3年1月予定です。

申込要件

- 20歳以上の健康な方
- 調査で知り得たことの秘密が守れる方
- 警察、選挙に直接従事していない方
- 暴力団員、その他の反社会的勢力と関係のない方

【お問い合わせ】

行政総務課 統計担当(市役所本庁舎 5階)

電話 0467-82-1111(代)

市HP掲載先

